

第2回 肝属川水系ダム洪水調節機能協議会

令和4年2月25日
大隅河川国道事務所

1.肝属川水系ダム洪水調節機能協議会の取り組み

関係者(河川、ダム、利水、地域)の密接な連携により、洪水調節機能向上の取組を効果的に実施することを目的として、令和3年9月に肝属川水系ダム洪水調節機能協議会が発足。

R3.9.30 第1回 肝属川水系ダム洪水調節機能協議会(書面開催)

規約を策定

R4.2.25 第3回 肝属川水系流域治水協議会
第8回 肝属川水防災意識社会再構築協議会
第2回 肝属川水系ダム洪水調節機能協議会

2.肝属川水系ダム洪水調節機能協議会の設置

R2,5,28 ~

昨年度より治水協定(既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会基本方針に基づく)にて利水ダムの事前放流を位置づけ

継続

R3,9,30 ~

法改正により河川法第51条の2に基づきダム洪水調節機能協議会として、「肝属川水系ダム洪水調節機能協議会」を設置

目的

関係者(河川、ダム、利水、地域)の密接な連携により、洪水調節機能向上の取組を効果的に実施

協議内容

関係者間の協定見直し等に関する協議
 関係者間の情報網整備に必要な協議
 操作規程等見直しに関する協議
 施設改良等の取組に関する協議
 降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議等

肝属川水系ダム洪水調節機能協議会 規約

(設置)

第1条 河川法(昭和39年法律第167号)第51条の2に基づきダム洪水調節機能協議会として、「肝属川水系ダム洪水調節機能協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、ダム管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取り組みをより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取り組みの継続・推進を図ることを目的とする。

(協議会の対象のダム)

第3条 協議会は、肝属川水系における、高隈ダム、荒瀬ダムを対象とする。

(協議会の構成)

- 第4条 協議会は、別表1の職にあたる者をもって構成する。
- 協議会に会長をおき、大隅河川国道事務所長を会長とする。会長は、協議会を代表し、会務を掌理するものとする。
 - 協議会は、必要に応じて別表1の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
 - 協議会の事務を行うため、事務局を大隅河川国道事務所に置く。

(協議会の実施事項)

- 第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
- 事前放流を実施するための河川管理者とダム管理者と関係利水者との間で締結された治水協定の見直しに必要な協議。
 - 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
 - 事前放流の実施に必要なダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。
 - 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取り組みに必要な協議。
 - 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
 - その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

(協議会資料等の公表)

- 第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料については、協議会の手続きを経て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附則

この規約は、令和3年9月30日から施行する。

別表1
構成メンバー

| 区分 | 所属名 | 役職名 |
|-------|-------------------|----------------------------|
| 河川管理者 | 九州地方整備局 大隅河川国道事務所 | 事務所長 |
| | 鹿児島県土木部 | 土木部長 |
| 利水ダム | 高隈ダム管理者 | 笠野原土地改良区 理事長 |
| | 荒瀬ダム管理者 | 肝属中部土地改良区 理事長 |
| 自治体 | 関係利水者 | 九州農政局 南部九州土地改良調査管理事務所 事務所長 |
| | 鹿屋市 | 市長 |
| | 東串良町 | 町長 |
| 関係機関 | 肝付町 | 町長 |
| | 鹿児島地方気象台 | 台長 |

3.令和3年度 肝属川水系における事前放流の実績

令和3年度の事前放流実施状況

荒瀬ダム 事前放流（ガイドライン）による操作実施は無し

高隈ダム 事前放流（ガイドライン）による操作実施は無し

5月20日12時：梅雨前線接近に伴い、臨機措置に基づく放流を実施

5月21日4時に停止

8月8日12時：台風9接近に伴い、臨機措置に基づく放流を実施

8月8日18時に停止

8月18日15時：雨が小康状態の時に流入 放流の操作により貯水位

を下げるため、臨機措置に基づく放流を実施

段階的に放流量を約15m³/s程度増やして貯水位低

下に向けた調整を開始。10月1日9時に停止



高隈ダム

事前放流(ガイドライン)

全国の利水ダム等に提示された「事前放流ガイドライン」に基づき、ダム上流の予測降雨量が基準降雨量（降雨継続時間6時間）である以上で、かつ事前放流が必要と判断されるときにの貯水位限度まで事前放流を実施する運用を開始。（以下「事前放流（ガイドライン）」）

| | 高隈ダム | 荒瀬ダム |
|----------|----------------------|--------------------|
| 基準降雨量 | 176mm | 196mm |
| 貯水位限度 | 155.0m | 143.52m |
| 常時満水位 | 158.0m | 144.0m |
| 洪水調節可能容量 | 299.4万m ³ | 7.0万m ³ |

高隈ダムの臨機措置に基づく事前放流

平成28年の台風16号豪雨を受けて、九州農政局、鹿児島県、笠野原土地改良区、鹿屋市等関係機関により「高隈ダムの臨機の措置等に係る連絡調整会」を設置。協議の結果、高隈ダム操作規程に基づき、災害未然防止を目的に気象状況により笠野原土地改良区が協力できる範囲でダム水位を下げる運用を開始。（以下「臨機措置の基づく事前放流」）。

おおむね満水位から2～3m下げる操作を行う。

事前放流の効果

大雨が予想される際に、事前にダム貯水位を2～3m下げておき、大雨の際に流入量より放流量を少なくする（ダムに貯水する）ことで最大18m³/sの洪水調節を行い、下流河川の流量低減に寄与した。

（令和3年9月13日22時30分の高隈ダム地点：流入量27m³/s 放流量9m³/s）

4.高隈ダムにおける堆砂対策について

応急的な堆砂対策の実施

- ・高隈ダムには平成28年台風16号に伴う記録的な豪雨により大量の土砂が堆積しており、利水及び有効貯水容量を最大限活用した洪水調節のためにも堆砂対策が必要。
- ・応急対策として、貯水池上流側の既設道路を利用し陸上掘削が可能な範囲での土砂撤去を計画。
- ・土地改良区は、土砂掘削（採取）希望者の公募を検討中。
（土地改良区の広報誌や鹿屋市・肝付町のホームページ等で幅広く公募を行う予定）
- ・応急的な堆砂対策と並行して恒久的な堆砂対策の検討も実施する。

「土砂採取予定地点の堆砂状況（令和2年6月5日時点）」



高隈ダム貯水池平面図

